

科学技術・学術審議会情報委員会 次世代計算基盤検討部会  
の公開の手続について（案）

令和3年4月 日  
科学技術・学術審議会情報委員会  
次世代計算基盤検討部会

科学技術・学術審議会情報委員会運営規則第2条第10項並びに科学技術・学術審議会情報委員会次世代計算基盤検討部会運営規則第4条に基づき、科学技術・学術審議会情報委員会次世代計算基盤検討部会（以下「検討部会」という。）の公開の手続について以下のように定める。

- 1 会議の日時・場所・議事を原則1週間前の日（1週間前の日が行政機関の休日（以下「閉庁日」という。）の場合は、その直近の行政機関の休日でない日（以下「開庁日」という。）とする。）までにインターネット（文部科学省ホームページ<http://www.mext.go.jp>の審議会情報）に掲載するとともに、文部科学省大臣官房総務課広報室（文部科学記者会）に掲示する。
- 2 傍聴については、以下のとおりとする。
  - (1) 一般傍聴者
    - ① 一般傍聴者については、開催前日（前日が閉庁日の場合は、その直近の開庁日とする。以下同じ。）17時までに検討部会の事務局（文部科学省研究振興局参事官（情報担当）付計算科学技術推進室。以下、「事務局」という。）に登録する。
    - ② 受付は、基本的には申込み順とし、多数の傍聴者が予想される場合には、抽選をも考慮する。
  - (2) 報道関係傍聴者 報道関係傍聴者については、1社につき原則1名とし、開催前日17時までに事務局に登録する。
  - (3) 検討部会関係者、各府省関係者 検討部会関係者、各府省関係者については、開催前日17時までに事務局に登録する。
- 3 会議の撮影、録画、録音について
  - (1) 傍聴者は、検討部会の主査が禁止することが適当であると認める場合を除き、会議を撮影し、又は録画し、若しくは録音することができる。
  - (2) 会議の撮影、録画、録音を希望する者は、傍聴登録時に登録する。なお、会議を撮影、録画、録音する者は、以下のことに従うものとする。
    - ① 会議の撮影、録画、録音に際しては、会議の進行の妨げとならないよう、検討部会の主査又は事務局の指示に従うものとする。
    - ② スチルカメラ及びビデオカメラによる撮影等は、事務局の指定する位置から行うものとする。
    - ③ 撮影用等照明器具の使用は原則として会議冒頭のみとする。
- 4 その他
  - (1) 傍聴者が会議の進行を妨げていると検討部会の主査が判断した場合には、退席を求めることができるとしてする。また、検討部会の主査が許可した場合を除き、会議の開始後に入場することを禁止する。

- (2) 傍聴者数については、会議の都合により人数を制限する場合がある。
- (3) その他、詳細は検討部会の主査の指示に従うこととする。